

京都市大型汎用コンピュータオープン化事業検討委員会規則を公布する。

平成29年 2月 10日

京都市長 門川大作

京都市規則第33号

### 京都市大型汎用コンピュータオープン化事業検討委員会規則

#### (設置)

第1条 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第2条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、京都市大型汎用コンピュータオープン化事業検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議する。

(1) オープン化事業（本市が、大型汎用電子計算機を利用して運用する市税に関する業務、住民基本台帳に関する業務、国民健康保険に関する業務、介護保険に関する業務その他の基幹業務に係る情報システムについて、広く一般に利用されている技術を用いて、その機器及び情報処理の仕組みを刷新する事業をいう。以下同じ。）の遅延に係る原因の究明に関すること。

(2) オープン化事業の目的を達成するための最善の方策に関すること。

#### (組織)

第2条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

#### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から市長が定める日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する

委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合企画局において行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)